

令和7年度宇美町子育て世帯訪問支援事業業務受託事業者募集要項

1. 目的

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員（以下「子育てヘルパー」という。）が訪問し、家事や育児の支援を行うとともに、育児に関する不安及び悩みを傾聴し、虐待の未然防止や対象家庭の福祉の向上を図ることを目的として、「宇美町子育て世帯訪問支援事業」を実施します。

本事業の実施にあたり、家事及び育児等の支援を行う子育てヘルパーの派遣を行う事業者を募集します。

2. 業務名

令和7年度宇美町子育て世帯訪問支援事業業務

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4. 業務内容

別紙「令和7年度宇美町子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

5. 事業の実施地域

宇美町内全域

※ただし、育児・養育支援「エ 保育所等の送迎、カ 外出時の補助」に関してはこれに限らない。

6. 委託料 委託料単価は次の金額のとおり

(1) 支援提供費用 (1 時間当たり)	世帯区分	利用時間 48 時 間以内	利用時間 49 時 間以上
	生活保護世帯	3,000 円	3,000 円
	市町村民税非課税世帯		2,700 円
	市町村民税所得割の年額 が 77,101 円未満の世帯		
	その他の世帯	2,500 円	
(2) 交通費(1 回当たり)	500 円		
(3) 初回面談登録事務費 (初回月・1 件当たり)	3,000 円		

※家事支援「エ 買物代行」の実費額及び育児・養育支援「エ 保育所等の送迎」の交通費、キャンセル料については利用者負担とする。

7. 応募資格要件

次に掲げる全ての事項に適合するものとする。

- (1) 事業の実施のために訪問可能な従事者を有し、仕様書に定めた業務を確実に遂行できる事業者であること。
- (2) 次の者に該当するものでないこと。
 - ア. 代表者及び役員等が暴力団（宇美町暴力団排除条例（平成 22 年宇美町条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（以下「暴力団員」という。）である、または暴力団員が経営に事実上参加しているもの
 - イ. 暴力団員を雇用しているもの
 - ウ. 暴力団若しくは暴力団員と密接または社会的に非難される関係を有しているもの
- (3) 国税及び地方税等を滞納しているものではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による申し立てをしていない、またはされていない者であること。
- (6) 宇美町指名停止等措置要綱（平成元年要綱第 7 号）の規定による指名停止措置の期間中ではないこと。
- (7) 事業内容に対し、賠償責任保険に加入していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (9) 申請書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。

8. 応募について

- (1) 受付開始日

令和7年 4 月 7 日（月）

- (2) 申請方法

以下の書類を宇美町こどもみらい課子育て支援係までご提出ください。（持参又は郵送）

- (3) 提出書類

- ア 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書（様式第 1 号）
- イ 業務経歴書（様式第 2 号）
- ウ 定款、規則、会則等（任意様式）
- エ 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- オ 滞納（未納）がないことの証明書

9. 審査等

宇美町は、提出書類に基づいて審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる事業者を受託事業者と決定し契約を締結します。審査結果は、事業者に通知します。

10. その他

- (1) 申請に要する費用は、事業者の負担とします。

(2) 提出書類については返却しません。

(3) 提出書類等に虚偽の記載をした場合、又は重大な不備がある場合は無効とします。

11. 担当課

宇美町教育委員会 こどもみらい課 子育て支援係

住所:〒811-2131 福岡県糟屋郡宇美町貴船2丁目28番1号

電話:092-933-0777

電子メール:kodomomirai@town.umi.lg.jp